

国の留保からの配分について

令和 3 年 9 月
水 産 庁

1 現行制度の概要

漁獲可能量及びその配分の変更のうち、以下に該当する場合は、事前に水産政策審議会の意見を聴いた上で同意を得ておき、事後報告で対応できることとされている。

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさば

国の留保からの配分について、予め定めた計算方法（いわゆる「75%ルール」）に則り、漁獲可能量の配分を変更する場合

(2) まいわし対馬暖流系群及びずわいがに日本海系群A海域

国の留保からの配分について、関係者間で配分量について合意形成があり、当該合意に基づき漁獲可能量の配分を変更する場合

(3) 融通に伴う数量の変更

都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で、当事者間の合意により行う数量の融通に伴い、漁獲可能量の配分を変更する場合

(4) すけとうだら日本海北部系群

漁獲可能量の未利用分を、当該漁獲可能量の5%を上限に、翌管理年度に繰り越すことに伴い、漁獲可能量及びその配分を変更する場合

2 数量変更の内容

第111回資源管理分科会（令和3年7月21日開催）以降、上記1に該当する漁獲可能量の配分の変更を行ったので報告する。

1 (1) に該当

まいわし太平洋系群（令和3年管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和3年9月14日	留保からの配分	宮崎県	12,000 トン	14,000 トン	2,000 トン
		国の留保	209,800 トン	207,800 トン	-2,000 トン

1 (2) に該当

まいわし対馬暖流系群（令和3管理年度）

年月日	変更事由	管理区分等	変更前数量	変更後数量	増減
令和3年8月6日	留保からの配分	石川県	16,300 トン	17,300 トン	1,000 トン
		島根県	30,900 トン	34,600 トン	3,700 トン
		大中型まき網漁業	2,400 トン	4,400 トン	2,000 トン
		国の留保	13,100 トン	6,400 トン	-6,700 トン

令和3年8月10日	留保からの配分	石川県	17,300 トン	19,300 トン	2,000 トン
		国の留保	6,400 トン	4,400 トン	-2,000 トン

(以 上)